

# 「地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業」 公募説明会

以下の内容は、令和6年度予算案の今後の国会審議の状況等により、変更する可能性があります。

# 地域教員希望枠を活用した 教員養成大学・学部機能強化

令和6年度予算額（案）

451百万円

（新規）



文部科学省

抜粋版

## 背景・課題

- 子供たちへの質の高い教育を担う教師には、志ある優れた人材を得ることが必要。
- 近年、公立学校の教員採用倍率は低下傾向。
- 大学の教員養成段階から地域の教育委員会と連携・協働し、地域や現場ニーズに対応した質の高い教師を、継続的・安定的に養成し、確保することが重要。

## 事業内容

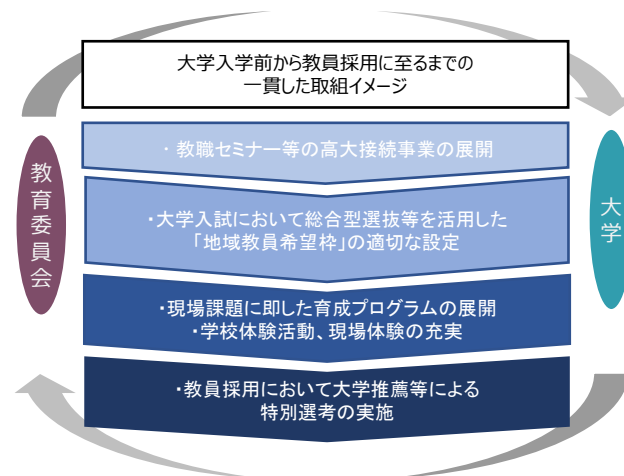
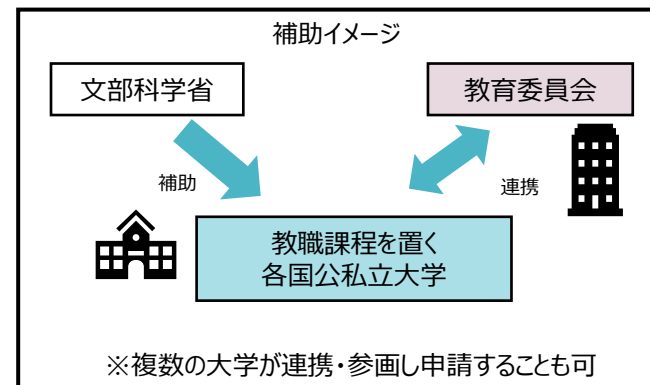
- 全国的な教育水準の維持・向上に資する教師養成をミッションとする教員養成学部・大学と教育委員会が連携・協働した教員養成の取組強化に係る経費を一定期間支援。
- 大学入学者選抜における【地域教員希望枠】の導入や地域課題に対応したコース・カリキュラム構築、高校生に対する特別プログラム構築・拡充し、大学における地域貢献機能を充実。
  - ➡大学入学前から教員採用に至るまでの一貫した取組を促進
  - ➡地域課題に対応した教員養成プログラムの構築により、単なる大学の機能強化にとどまらず、「令和の日本型学校教育」の牽引役として、成果を社会全体還元して社会的インパクトを創出するとともに、地域の公教育の質を確保

### <地域課題に対応したコース・カリキュラム構築の例>

- ① 離島・へき地、特別支援教育、不登校対応、日本語教育等、特色ある実習校における早期からの学校体験活動の充実等、地域課題に対応した教員養成カリキュラムの構築
- ② 特定分野に強みや専門性を有する教員養成プログラムの構築（教育DX、教育データの利活用、心理・福祉、社会教育等）
- ③ 教員養成段階における留学の促進や海外大学と連携した教育課程の構築
- ④ 新しい学校づくりの有力な一員となり得る高度人材養成のための5年一貫プログラムの開発等、学部・教職大学院の連携・接続の強化
- ⑤ 採用者数や免許状保持者が少ない免許種等に関する、広域的な養成機能・体制構築 等

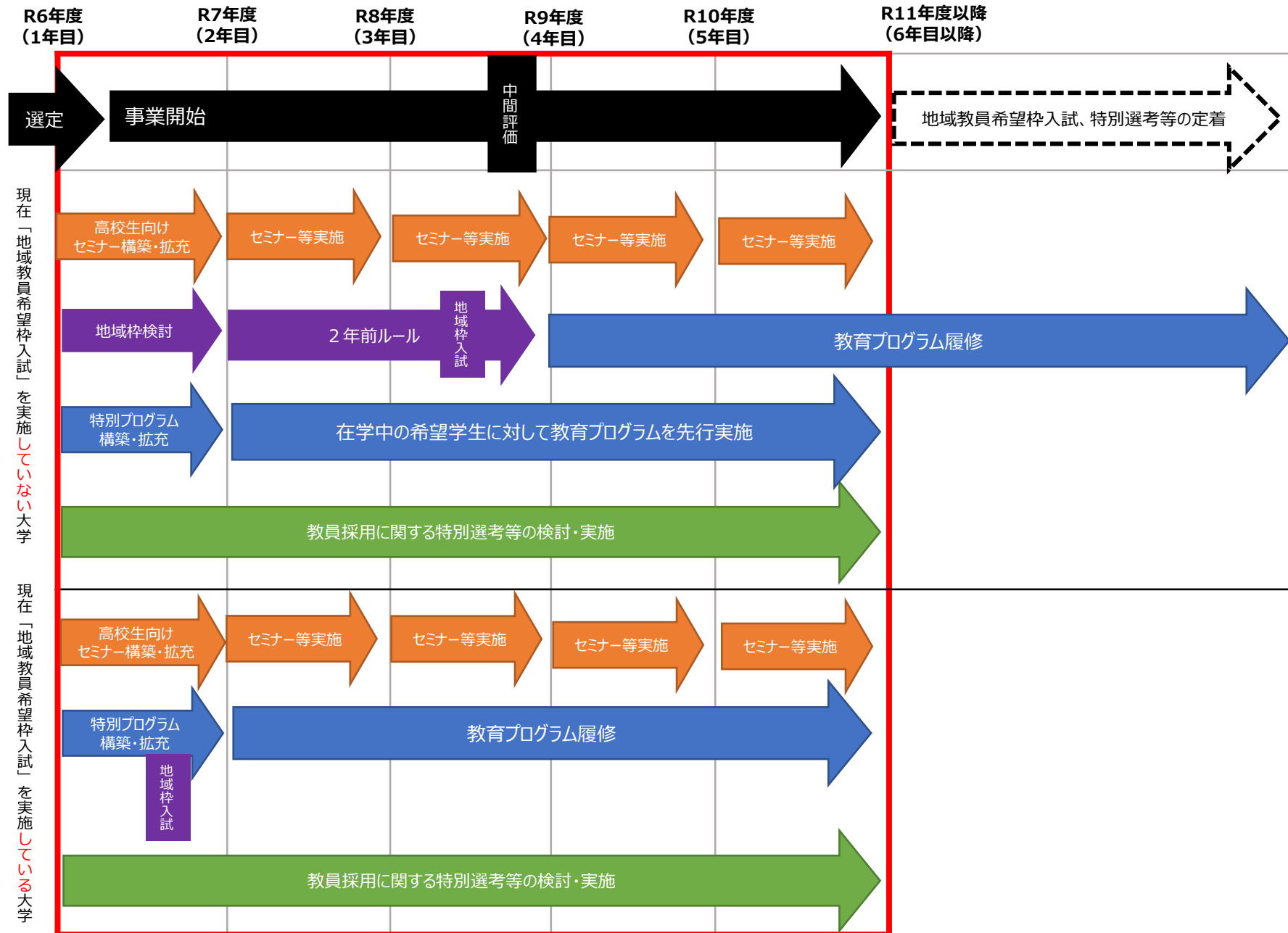
- ・件数・単価：単独事業 【上限】2,200万円（定額補助）【件数】15箇所
- ：複数大学連携事業 【上限】3,900万円（定額補助）【件数】3箇所
- ・補助期間：令和6年～令和10年（最長5年）、事業3年目に中間評価を実施
- ・対象：教職課程を置く各国公私立大学

※定額の上限は2年目を以降減



# 地域教員希望枠を活用した教員養成大学・学部の機能強化事業 年次計画（イメージ）

公募要領別添



## 申請資格等(公募要領P2)

以下は公募要領の主な抜粋であり  
申請に当たっては要領本文等も参照とすること

- ① 本補助事業に申請できる者は、申請日時点で教職課程の認定を受けている学科等を有する国公立大学とする。
- ② 事業者は設置者、申請者は学長とし、文部科学大臣宛てに申請を行うこととする。
- ③ 申請は、大学を単位とし、それ以外の単位(学部、学科、研究科、専攻、専攻科、別科)で申請することはできない。
- ④ なお、複数の者が共同で補助事業を実施する場合は、主となる一つの者を補助事業者として補助金が交付される。連携事業の場合も同様に、主となる一つの者を補助事業者として補助金が交付される。
- ⑤ 事業の趣旨・目的を踏まえ、本事業は67都道府県・指定都市教育委員会又は大阪府豊能地区教職員人事協議会(以下「教育委員会等」という。)のいずれか又は複数の教育委員会との連携を必須とする。
- ⑥ 地域教員希望枠入試が導入又は導入計画を有することを必須とする。

## 選定件数及び補助期間(公募要領P3)

以下は公募要領の主な抜粋であり  
申請に当たっては要領本文等も参照とすること

① 単独事業 15件程度

② 連携事業 3件程度

- ただし、申請の状況等により予算の範囲内で調整を行うことがある。
- 連携事業とは、複数の大学が連携して取り組み、連携大学においても地域教員希望枠入試の実施や特別な教育プログラム等を実施する事業を指す。

### 【事業期間】

①単独事業、②連携事業ともに5年間。

- ただし、国の財政状況等によりこれを必ず保証するものではなく、毎年度の評価結果、事業3年目の中間評価等にもよる。

## 【補助基準額】

- ① 単独事業 22,000千円(初年度・年間)
- ② 連携事業 39,000千円(初年度・年間)

## 【補助対象経費】

### 設備整備費、旅費、人件費、事業推進費 等

- ・ 審査に当たり、計上している額の多寡のみで優劣が生じることはない。
- ・ 総事業費が補助金基準額を超える場合、補助基準額との差額は自己負担となる。
- ・ 本事業は取組の定着化を促す観点から補助基準額は、事業2年目(令和7年度)は事業1年目(令和6年度)の66%程度、事業3年目(令和8年度)以降は事業1年目(令和6年度)の44%程度に逡減させることを予定している。
- ・ 上記によらず、補助基準額については、予算の範囲内で調整する場合がある。

# 公募期間及び提出方法(公募要領P4, 5)

以下は公募要領の主な抜粋であり  
申請に当たっては要領本文等も参照とすること

## 【公募期間】

令和6年3月19日～令和6年4月19日 17時

## 【提出方法】

- ① 公募要領記載のURLに計画書をアップロード
  - ② アップロードした旨を文部科学省宛てにメールにて連絡
  - ③ 文部科学省はメール受信確認後、翌営業日中に受領通知
- 補助対象経費は、事業を実施するために必要な経費であり、交付決定後に支出した経費に限る。事業を実施するために必要な経費であっても、交付決定前に契約・発注を行った経費については補助の対象とならないので注意すること。

# 今後のスケジュール(交付要領P5)、審査の流れ(審査要項P2)

以下は公募要領の主な抜粋であり  
申請に当たっては要領本文等も参照とすること

公募締切 令和6年3月19日～令和6年4月19日 17時

選定結果通知 令和6年6月

交付決定 令和6年6月

公募説明会 3月26日  
質問受付期間～ 4月5日※

※Formsにて受付、電話不可  
※回答はQA更新にて対応します

<審査の流れ(イメージ)>

公募要領・審査要項の決定(委員会)



申請資格の確認(文部科学省)



書面審査(委員会)



面接審査(委員会)※必要がある場合のみ実施



書面審査及び面接審査の結果に基づき、合議審査により選定候補を決定(委員会)



選定事業を決定(文部科学省)



<問> 任命権がない市町の教育委員会との連携でも申請できるか。

<答> 可能であるが本事業は67都道府県・指定都市教育委員会又は大阪府豊能地区教職員人事協議会のいずれか又は複数の教育委員会との連携を必須とする。

<問> 学生の履修コースとしての特別コース・プログラムは必須か。

特別コース等として必要な単位数等の条件はあるか。

<答> 「地域教員希望枠コース」などの設定は必須としないが、地域枠で入学した学生に対する特別プログラム等の履修上の工夫は計画いただきたい。

取得単位数の条件はないが、特別プログラムを含めた特色ある教育内容について、中間評価等で確認していく予定。

＜問＞ 既に高校生へのセミナーや地域枠入試、特別プログラムを実施しているので、これらを組み直した内容でも申請可能か。必ず新規での取組が必要なのか。

＜答＞ 必ずしも否定しないが、本事業の背景・目的を踏まえ、発展的に改変・拡充することを求める。大学・教育委員会が連携・協働した上で、単なる大学の機能強化にとどまらず、地域や現場ニーズに対応した質の高い教師を継続的・安定的に養成・輩出するシステム構築をする内容であることが不可欠である。

＜問＞ 高校生への大学入学前の取組はいつまでに開始する必要があるか。

＜答＞ 令和7年度(事業2年目)までの実施を求める。

＜問＞教員採用試験における特別枠は必須か。

＜答＞任命権者との相談のもと採用ニーズを捉えた取組を推進する観点から、特別選考等の教員採用における構想を検討すること。

＜問＞特別選考等はいつまでに開始する必要があるか。

＜答＞地域教員希望枠の特色ある教育内容の検討に併せて、教育委員会と相談すること。

<問> 教員は新規に採用する必要があるか。

<答> 必ずしも新規採用である必要はないが、取組を実施するに当たり直接従事することとなる人件費に使用することを求める。

※専従していることがわかるよう(他業務とのエフォート管理をする場合はその割合を)労働条件通知書に明記いただくなど当該職員の雇用状況を明確にするように留意願います。

<問> 教育委員会勤務の人件費を支出できるか。

<答> 大学で採用し、教育委員会(県)での勤務をメインで行うことは可能。

なお、取組を実施するに当たり直接従事することとなる人件費に使用することを求める。

＜問＞ 学生が実習等を行う場合に必要となる交通費や宿泊費を支出することは可能か。

＜答＞ 補助事業者が適切かつ明瞭に執行管理でき、補助事業後にも活動を継続できるように、補助事業者がバスや宿泊施設等の借り上げを行うなどの方法により、学内規定に従って支出すること。

＜問＞ 今後のキャリアパスにつながる事業として、教員研修の充実に関することを含めることは可能か。

＜答＞ 本事業は大学入学前から教育プログラムの構築、教員採用までの一貫した取組を支援するものであり、教員研修のみに係る経費は計上不可である。